使 用 細 則

ホーユウパレス福島松川使用細則

ホーユウパレス福島松川の土地、建物及び附属施設を安全に管理し、良好な環境を維持するために、ホーユウパレス福島松川管理規約に基づき、次のとおり、「使用細則」を定める。各専有部分の所有者または占有者、並びにその家族(以下「居住者」という)は、次の各条文を遵守しなければならない。

第1条(専有部分及び専用使用部分の使用)

- 1 各住居は住居の用途に供すること。
- 2 建物の躯体に影響を及ぼすような改修工事等を行ってはならない。
- 3 専用使用部分、外壁、玄関扉、窓等の外観を変更してはならない。
- 4 他の居住者に影響を及ぼすおそれのある電気・給排水・通信、その他の諸設備、 器具等を新設・増設・変更してはならない。
- 5 他の居住者に迷惑または危害を与える恐れのある動物等を飼育、研究してはならない。
- 6 建物の構造に影響をおよぼすおそれのある重量物、発火、爆発の恐れのある危険物、不潔・嫌悪を感じる物品その他、他の居住者に危害を与えるような物品等を持込んではならない。
- 7 他の居住者に迷惑をかけるような騒音、振動を発してはならない。
- 8 テレビ・ラジオ・ステレオ・楽器等の音量を著しくあげてはならない。
- 9 住戸を楽器等の教授(教室)の場所として使用してはならない。
- 10 バルコニー・専用庭に構築物の設置、及び物品等の格納・放置をしてはならない。
 - 11 バルコニー・専用庭に土砂、水等を搬入してはならない。
 - 12 バルコニー・専用庭に洗濯物、布団等干す場合には美観に注意すること。
 - 13 バルコニー、専用庭、窓、階段等から物を投下してはならない。
 - 14 トイレでは必ずトイレットペーパー等、水溶性の紙を使用し、排水管を詰まらせるようなものは流してはならない。
 - 15 厨房等の排水口には、排水に支障を来たすような油類・食品屑等を流してはならない。
 - 16 住戸内に水をこぼさないように充分注意すること。
 - 17 その他、公序良俗に反する行為及び他の居住者に迷惑・危害を及ぼす行為をしてはならない。

第2条 (共用部分の使用)

- 1 屋上に出入りしてはならない。
- 2 廊下、階段等の共用部分に、構築物及び冷暖房室外ユニット等を設置したり、物

品を放置してはならない。

- 3 ゴミ等を捨てたり、悪臭を発する物品及び発火・爆発の恐れのある危険物等を放置してはならない。
- 4 その他、他の居住者に迷惑・危害を及ぼすような行為をしてはならない。

第3条 (管理組合への通知事項)

居住者は次の行為をするときは事前に管理組合に通知しなければならない。

- 1 区分所有権及び共用持分を第三者に譲渡するとき。
- 2 専有部分を家族以外の第三者に占有させるとき。
- 3 転勤及びその他の事由に因り長期不在するとき。
- 4 管理組合は年1回居住者名簿を取り直すものとする。区分所有者等は必要事項(居住者全員の氏名、通学・勤務先の名前・電話番号等)を記入のうえ、速やかに管理組合に届け出なければならない。

居住者名簿は、管理組合及び管理受託会社が厳重に保管し、個人のプライバシー を侵害することのないよう慎重に取り扱わなければならない。

第4条 (管理組合の承諾事項)

居住者は次の行為をするときは、事前に管理組合に届け出て、その承諾を得なければならない。

- 1 電気、ガス、給排水設備の新設、増設、変更するとき。
- 2 敷地内で広告・ちらし等を配布・貼付するとき。
- 3 他の居住者に迷惑を及ぼすおそれのある営繕工事を行うとき。
- 4 大型金庫等の重量物を搬入及び据え付けるとき。
- 5 ホーユウパレス福島松川内で行事、催し物等を行うとき。

第5条(災害防止)

- 1 居住者は、防犯・火災予防に充分注意し、外出の際は、施錠、火気の確認をする。
- 2 盗難・火災発生の場合または不審者を発見した時は、直ちに所轄官庁及び管理者 へ通報する。
- 3 居住者は自衛消防組織に加入し、各家庭には消火器を設置するようにし、防災に 努める。
- 4 バルコニー・専用庭は緊急時の避難通路となるので、常に避難に支障のない状態にしておく。

以上